

が絡む多重事故となった。

この事故により、当該バスの乗客1名が眼底骨折の重傷を負い、ほか乗客6名、当該バスの運転者及び乗員1名が軽傷を負った。また、トラックの運転者数名が軽傷を負った。

(3) 貸切バスの車両火災事故

1月15日(日)午前11時50分頃、宮城県において、埼玉県に営業所を置く貸切バスが乗客10名を乗せて運行中、当該バスの運転者は、後続車両のクラクションにより、当該バスの車体後部からの出火を知ったことから、直ちに当該バスを停止させて、乗客を避難させるとともに、同乗していた交替運転者が当該バスに装備されていた消火器で消火した。

この火災事故により、当該バスのエンジンルームの一部を焼損したが負傷者はなし。

なお、当該バスの運転者は、火災の発生前、高速道路においてバックミラーで車体後部からの発煙を確認していたが、ただの排気ガスと思い込み、そのまま走行を続け、当該高速道路を降りて一般道を走行していた模様。

(4) 特定旅客車両(バス)の火災事故

1月13日(金)午後0時20分頃、京都府において、府内に営業所を置く特定旅客車両(バス)が回送運行中、積雪のため当該バスの運転者がタイヤにチェーンを装着していたところ、当該バスのエンジンルーム付近から白煙が出ていることに気づいた。このため、当該バスに装備していた消火器で消火を試みたが消火できなかったため、消防署に通報した。

この火災事故による負傷者はなし。

火は、駆けつけた消防隊の消火活動により鎮火したが、当該バスのエンジンルームが焼損した。

なお、当該運行の前に行われた日常点検において異常は認められなかった模様。

(5) タクシーの車両火災事故

1月15日(日)午前8時25分頃、山形県において、同県に営業所を置くジャンボタクシーが乗客9名を乗せて運行中、当該タクシーの運転者がエンジンルーム付近からの異臭を感じたため、当該タクシーを停止させ、4～5分間様子を見ていたが、特段の異常はないと判断し再出発した。その後、約500m走行したところ、再びエンジンルーム付近から異臭し、更に発煙を確認したため、直ちに当該タクシーを停止させて、乗客を避難させるとともに消防署に通報した。

この火災事故による負傷者はなし。

火は、駆けつけた消防隊の消火活動により鎮火したが、当該タクシーは全焼した。

なお、当該運行の前に行われた日常点検において異常は認められなかった模様。

(6) タクシーが乗用車と衝突した事故

1月18日(水)午前7時30分頃、長野県の駅前において、同県に営業所を置くタクシーが乗客(女性、90歳)を降車させていたところ、当該タクシーの左側前方に停車していた乗用車が後方の確認を行わずに当該タクシーの向きと平行に後退したため、当該乗用車の後部が当該タクシーの左側後部ドアに衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が当該ドアに挟まれ、左足内踝を骨折する重傷を負った。

事故当時、当該駅に設置されたタクシー専用の乗降場に、当該乗用車が停車していたため、当該乗用車の右後方付近に停車した模様。

(7) タクシーが踏切内で列車と接触した事故

1月18日(水)午後5時20分頃、北海道において、道内に営業所を置くタクシーが空車で運行中、前方を走行していた乗用車に続き踏切内に進入したところ、当該タクシーの後部バンパーと1両編成の列車が接触した。

この事故による負傷者はなし。

事故当時、踏切の先にある交差点の赤信号により、当該交差点から踏切付近まで信号待ちの車両が停車していたが、当該タクシーの運転者は、踏切付近の交通状況をよく確認しなかったことから、踏切内で停車していた模様。

なお、事故現場の道路は、雪もなく乾燥していた。

また、当該踏切の警報機及び遮断機は正常に作動していた。

(8) トラック運転者の酒気帯び運転による事故

1月11日(水)午後7時45分頃、千葉県において、都内に営業所を置くトラックが走行中、信号待ちで停車していた乗用車に追突した。その後、事故処理のために駆けつけた警察が当該トラックの運転者の酒気帯びの有無を確認したところ、当該トラックの運転者から基準値を超えるアルコールが検出されたため、警察は、当該トラックの運転者を酒気帯び運転の疑いで逮捕した。

この事故により、当該乗用車の運転者が軽傷を負った。

また、当該トラックの運行において、当該トラックの運転者に対する乗務前の点呼は実施されていなかった模様。

(9) タンク車が横転し積載していた灯油が漏えいした事故

1月13日(金)午前6時45分頃、石川県において、同県に営業所を置く小型タンク車が2,000リットルの灯油を積載して走行中、道路左側のガードレールに衝突し横転した。その後、後続の乗用車3台が停車していたところに自家用トラックが衝突し、そのはずみで乗用車が押され当該タンク車に衝突

原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等災害時要援護者の車内での転倒事故防止に努めること。

- (3) 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すること。

* レンタカー

- (4) 降積雪期における道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保等の留意事項について、利用者に対し周知するよう努めること。

* バスターミナル

- (5) 気象情報（大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む）や施設内における降雪状況を適時に把握し、施設内の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (6) 除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制について再確認の徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。

* 自動車道

- (7) 気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適時に把握し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (8) 各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- (9) 雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに通行規制の措置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。
- (10) 降雪や雪崩等により道路の交通障害や災害が発生した場合は、関係機関等との連携を図り、迅速な復旧を図るよう対応すること。また、特に豪雪時においては、関係機関が連携して情報共有を図る情報連絡本部を設置するなど、安定した道路交通の確保に向けた、より緊密な連携体制を確保するとともに、道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

*** 自動車局ホームページ**

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

*** 自動車の不具合情報はこちら**

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

